



コロナ禍が続いておりますが、現在、弊所も台湾特許庁も通常通り業務を続けておりますので、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆様も時節柄、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます。

## TIPLO News

2022年8月号(J276)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw) もぜひご活用ください。

### 今月のトピックス

- 01 中国立訊公司へ転職の可成公司元従業員 14 人を営業秘密窃取容疑で起訴
- 02 帝宝によるベンツ意匠権侵害訴訟、二審で帝宝に 1812 万余新台幣ドルの賠償命令
- 03 「台湾古董雜貨珍藏圖鑑」の独創性欠如 図鑑内の図案を広告看板に使用しても著作権法違反に該当せず
- 04 統一グループがカルフル台湾を買収、「家樂福」商標使用权を取得

### 台湾ハイテク産業情報

- 01 鴻海が半導体に注力 2024 年に車載用製品と電源管理 IC の量産開始

### 台湾知的財産権関連判決例

#### 01 商標権関連

乳酸菌商品に実際に使用したことをもって、漢方薬と西洋薬に使用した証拠とすることはできない。

## 今月のトピックス

J220715X4

### 01 中国立訊公司へ転職の可成公司元従業員 14 人を営業秘密窃取容疑で起訴

新北地方検察署はニュースリリースにて、可成科技股份有限公司（Catcher Technology Co.,Ltd.、以下「可成公司」）の元従業員である鄭〇〇等 14 人を証券取引法（証券取引法）の特別背任罪及び営業秘密法の外国での使用を意図して営業秘密を侵害した罪等の容疑で、2022 年 7 月 15 日に起訴したと発表した。

可成公司是台湾金属ケース業界でトップシェアを誇るメーカーで、米アップル社の iPhone や iPad 等製品にとって重要なサプライヤでもある。その競合相手である中国の立訊精密工業股份有限公司（Luxshare Precision Industry Co., Ltd.、以下「立訊公司」）は短期間でアップルのサプライチェーンに入り注文を獲得することを目指して、可成公司在中国に駐在させていた研究開発チーム（同チームの最高責任者は鄭〇〇）に対して、高額な家族手当や年収を提示し、立訊公司在量産できた暁には管理職にすることを約束する等の手段で誘い、可成公司の中国に駐在する研究開発チームを上から下まで引き抜き、被告鄭〇〇等 14 人が離職する前に、手分けして研究開発、営業に関連する可成公司の営業秘密資料を大量に窃取し、立訊会社に持っていき使用することを約定した。立訊公司是チームごと引き抜くことで、短期間で工場を建設して iPhone、iPad 等製品のケースを量産することができた。可成公司の長年にわたる研究開発の成果が窃取されることで、可成公司に巨額の損害がもたらされた。

本件は 1 年 6 ヶ月に渡る取調べを経て、2022 年 7 月 15 日に取調べを終結し、被告人鄭〇〇等 14 人を証券取引法第 171 条第 1 項の特別背信罪、営業秘密法第 13 条の 2、第 13 条の 1 の外国での使用を意図して営業秘密を侵害した罪等の容疑で起訴した。（2022 年 7 月）

J220714Y1

### 02 帝宝によるベンツ意匠権侵害訴訟、二審で帝宝に 1812 万余新台幣ドルの賠償命令

司法院のニュースリリースによると、知的財産及び商事裁判所は独メルセデス・ベンツ AG と帝宝工業股份有限公司（Depo Auto Parts Ind. Co., Ltd.、以下「帝宝」）との間の意匠権侵害に係る財産権争議等の民事事件について 2022 年 7 月 14 日に判決を下したという。判決主文、事件の事実及び主な判決理由は以下の通りである。

壹、判決主文：

- 一、原判決において帝宝工業股份有限公司、謝綉氣<sup>※</sup>に対して連帯での支払いを命じた 1812 万 3278 新台幣ドルを超える部分及びそれに係る利息、及び前記部分の仮執行宣言及び訴訟費用の裁判をいずれも破棄する。
- 二、上記破棄部分について、独メルセデス・ベンツ AG による第一審での訴え及び仮執行宣言申立てを棄却する。
- 三、帝宝工業股份有限公司、謝綉氣によるその余の上訴を棄却する。
- 四、独メルセデス・ベンツ AG による上訴を棄却する。

- 五、第一、二審訴訟費用はこれを三分し、その二は帝宝工業股份有限公司、謝綉氣の連帯負担とし、その余を独メルセデス・ベンツ AG の負担とする。
- 六、本判決で帝宝工業股份有限公司、謝綉氣に対して命じた連帯支払いの部分について、独メルセデス・ベンツ AG は帝宝工業股份有限公司、謝綉氣に 605 万新台湾ドルの担保を立てた後に仮執行をすることができる。ただし、帝宝工業股份有限公司、謝綉氣が独メルセデス・ベンツ AG に 1812 万 3279 新台湾ドルの担保を立てた後に、仮執行を免れることができる。

(※訳注：帝宝工業股份有限公司の代表者)

式、事件の事実：

- 一、独メルセデス・ベンツ AG (以下「ベンツ」) の提訴の主張：ベンツは台湾第 D128047 号意匠「車両のヘッドライト (原文：車輛之頭燈)」(以下「係争意匠」) の意匠権者であり、その存続期間は 2009 年 3 月 21 日から 2023 年 4 月 22 日までである。帝宝工業股份有限公司 (以下「帝宝公司」) が生産、製造する自動車ヘッドライト (DEPO 型番「440-1179MLD-EM」、 「440-1179MRD-EM」)、 「340-1133L-AS」及び「340-1133R-AS」製品、以下「係争製品」) がベンツの所有する係争意匠権を侵害しており、これにより専利法第 142 条において準用する同法第 96 条、第 97 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項、民法第 184 条第 1 項前段及び公司法 (会社法) 第 23 条第 2 項規定により、帝宝公司及び該公司代表者の謝綉氣はベンツに連帯で 6000 万新台湾ドルを賠償することを請求する。
- 二、帝宝公司の答弁：係争製品の全体の外観と係争意匠の外観とは明らかな違いが存在し、同一又は類似を構成せず、係争意匠権を侵害していない；係争意匠は意匠権の重複登録排除規定に違反している；係争意匠の図面は十分に開示されておらず、それに基づいて実施することができない；係争意匠は新規性喪失の例外 (グレースピリオド) の適用事由に該当せず、優先権を主張できない；新規性が欠如している；創作性 (創作非容易性) も欠如しており、取消事由を有するため、ベンツは帝寶公司に権利を行使できない。ベンツの係争意匠に係る権利行使は公平交易法第 9 条第 1 号、第 4 号、第 20 条第 2 号及び第 25 条規定に違反しており、民法第 148 条の権利濫用も構成している。ベンツは 2014 年 10 月の時点ですでに帝宝公司に権利侵害の事実を通知しているが、2017 年 3 月に本件訴訟を提起したため、(請求権者が侵害を知悉してから) 2 年間の損害賠償請求権は提訴前に消滅時効が成立している。帝宝公司は損害賠償金額について金型製作のコスト及び経費を控除するよう主張することができ、原判決でコスト経費を控除しなかったのは不当である。また帝宝公司は迂回設計を行っており、故意に権利を侵害しておらず、原判決が故意の権利侵害規定により帝宝公司の係争製品の売上総額 2316 万 2107 新台湾ドルに 1.295 倍を掛けて懲罰的損害賠償金 3000 万新台湾ドルを算出したことには明らかに誤りがある。
- 参、本裁判所第一審判決 (106 年度民專訴字第 34 号) で、ベンツによる侵害停止の請求を認め、帝宝公司及びその代表者である謝綉氣に連帯で 3000 万新台湾ドルをベンツに支払うよう命じ、ベンツのその余の損害賠償請求を棄却したのに対して、双方ともに上訴 (控訴) を提起した。
- 肆、主な判決理由：

- 一、権利侵害の部分：本裁判所は、係争製品と係争特許について全体の観察と対比を行った結果、その共通する特徴はいずれも消費者の注意を容易に惹起する部位にあり、異なる特徴は通常の消費者が注意を払わない部位であるか、又は違いがわずかであり、全体の視覚的效果に影響をもたらすには十分ではないため、係争製品と係争特許の外観は類似を構成し、係争意匠権を侵害していると認める。
- 二、意匠の有効性の部分：係争意匠と同日に出願された D128048 号意匠は意匠権の重複登録排除規定に違反していない。さらに係争意匠の図面は十分にその設計内容を開示しており、当業者がその内容を理解してそれに基づいて実施が可能である。係争意匠の図面は優先権基礎出願のすべての内容に対して、異なる視覚的效果をもたらしておらず、「同一意匠」であると認めるべきであり、優先権を主張できる。帝宝が提出した先行技術の証拠はいずれも係争特許の新規性欠如又は創作性欠如を証明するにはならず、係争意匠は有効である。

三、公平交易法第 9 条第 1 号、第 4 号、第 20 条第 2 号及び第 25 条及び民法 148 条規定違反の部分：

- (一) 本裁判所は、本件の自動車を販売する「メインマーケット」と販売後の部品を修理する「アフターマーケット」との間に実質上の連動性があり、メインマーケットの競争における制限がアフターマーケットに影響して、メイン/アフターマーケットの連動現象が生じるため、メインマーケットとアフターマーケットは同一の関連する市場であると見なすべきであると認める。アフターマーケットを単一の市場と見なして、ベンツがアフターマーケットで独占的地位を占めていると認めるべきではない。ベンツは自動車を販売するメインマーケットにおけるシェアが 6%乃至 8%にすぎず、独占的又は支配的な地位を占めておらず、公平交易法第 9 条第 1 号、第 4 号の独占事業者による不正行為禁止関連規定に違反していない。またベンツのメインマーケットにおけるシェアが高くはなく、しかも意匠権者には他人にその意匠の実施を許諾する義務がないため、ベンツが帝宝会社に許諾する意向がなく、本件の意匠権を行使した行為も、公平交易法第 20 条第 2 号の正当な理由なく、他の事業者に差別的待遇を与える行為及び公平交易法第 25 条の取引秩序に影響するに足りる欺罔又は著しく公正さを欠く行為であるとは認められない。
- (二) ドイツ自動車工業会（VDA）は 2003 年に、ドイツ自動車業界が意匠保護法を適用して独立系の部品サプライヤと市場シェアを争奪することはせず、部品市場の競争を妨げないと約束する声明を発表していること、さらにベンツが十数年にわたってその意匠権を行使しなかったことから、帝宝会社の信頼を得るに十分であり、大量の人力と金銭を係争製品（車両ライト）の生産に投入してきたが、ベンツは約束に反してドイツと我が国で訴訟を提起し、帝宝会社が係争製品を製造、販売することを禁止しており、その言行不一致の行為は、民法第 148 条に定める信義誠実の原則に反するものであり、（権利濫用は）権利失効を適用されるべきだ、と帝宝会社は主張している。しかしながら本裁判所は、ドイツ自動車工業会が前記声明

を発表していても、法的効力は有せず、上記声明が永久に世界の法律に対して拘束力を有するとは認め難く、帝宝会社の抗弁は採用できない。

#### 四、侵害停止及び損害賠償の部分：

- (一) 帝宝会社が製造する係争製品が係争意匠権を侵害しているため、ベンツが、帝宝会社に対して侵害の停止、即ち係争製品の製造・販売を停止するほか、係争製品の完成品、半製品、係争製品を組立、製造する金型又はその他の器具をすべて廃棄するよう請求するとともに、帝宝公司及びその代表者に対して連帯で損害賠償責任を負うよう請求したことは正当である。
- (二) 帝宝会社は時効に係る抗弁を提出したが、本裁判所は、ベンツが2013年帝宝会社に書簡を送ったときは、カタログの写真に基づいて行ったものであり、係争製品を取得して権利侵害の対比を行っておらず、帝宝会社の権利侵害行為を明確に知悉していないため、帝宝会社による消滅時効に係る抗弁は採用できないと認める。さらに、損害賠償金額について、帝宝会社は金型製作のコスト及び経費を控除するよう主張しているが、本裁判所は、帝宝会社が提出した一部の財産目録と以前報告された金型型番が一致しないため採用を認めず、その余の型番の一致した部分についてはコストと経費を控除することを許可する。また、帝宝会社はアフターマーケット向け車両ライトの専門メーカーであり、ベンツの車両ライトの外観と関連の意匠権については知悉しているはずであり、それが製造する係争製品が係争意匠を侵害したのは故意によるもので、一切の情状を酌量した結果、専利法第97条第2項規定により、すでに証明されている損害額の1.5倍を賠償金と定める。

五、本件判決はまだ確定されておらず、双方はいずれも第三審に上訴（上告）を提起できる。（2022年7月）

J220701Y3

#### 03 「台湾古董雜貨珍藏圖鑑」の独創性欠如 図鑑内の図案を広告看板に使用しても著作権法違反に該当せず

彰化の詹○○は友人がレトロな雰囲気のレストランを経営するため、書籍「台湾古董雜貨珍藏圖鑑」の中の「花王洗髮乳」等の図11枚を撮影機材で撮影して複写し、広告看板の写真として使用した。事後に著者である胡○○から著作権に違反しているとして告訴されたが、裁判官は、これらの図鑑は昔の台湾の骨董品や雜貨の外観を提示しているにすぎず、独創性を有しないため、著作権の保護を受ける写真の著作物ではないと認め、詹○○に無罪の判決を言い渡した。

判決書によると、詹○○は友人である彭○○のため店舗「葷味蔬食懷舊小吃」を企画し、「台湾古董雜貨珍藏圖鑑」から「花王洗髮乳」、「王子麵」、「婦人良藥中將湯」、「花王石鹼」、「仁丹銀粒小粒」、「森永」、「公用電話」等の図を選んで、撮影機材で撮影し、図案をプリントして鉄板に貼り、店内に掛けたが、事後に当該書籍の共同著者の一人である胡○○に告訴されたという。

裁判官は審理した結果、胡〇〇の著作物である「台湾古董雜貨珍藏圖鑑」の内容は、日本統治時代及び戦後の農業時代の広告看板を蒐集し、写真撮影した後に説明文を付し、編集して出版したもので、その撮影内容は商標権を有する他人の商標、商品、広告看板等であり、古い時代のオリジナルの実際の色彩や形状を表示したもので、検察が起訴した 11 件の看板について、胡〇〇は単に写真を撮影しただけであり、改作された「二次的著作物」ではなく、またカメラマンの思想又は感情を表現するに十分な芸術上の賦形も行われておらず、独創性が欠如しており、著作権法で保護すべき写真の著作物に該当するとは認め難く、検察側も被告人が著作権法に違反したことを立証できないため、無罪判決を下した。(2022 年 7 月)

**J220720Y8**

**J220720Z8**

#### **04 統一グループがカルフル台湾を買収、「家樂福」商標使用権を取得**

統一企業股份有限公司 (Uni-President Enterprises Corporation) と統一超商股份有限公司 (President Chain Store Corporation) は 2022 年 7 月 19 日に重要事実に関する記者会見を開き、290 億新台幣ドルで仏カルフル社から家福股份有限公司 (Presicarre Corp.、以下「カルフル台湾」) の株式 60% を買い戻すと発表した。この取引は公平交易委員会 (注: 日本の公正取引委員会に相当) の許可を得る必要があり、決済日は 2023 年半ばとなる見通し。

統一グループによると、35 年前に統一企業と仏カルフルの創業者一族が提携して家福股份有限公司を設立し、量販店の販売形態を台湾に導入して発展させた。フランスの株主が世界的企業戦略に基づいて持ち株を売却するのに合わせて、統一グループは優先的に持ち株を引き受けることになった。双方は 19 日に株式売買契約を結び、統一グループは台湾全土にある 340 店舗 (量販店 68 店舗、スーパー及び高級スーパー 272 店舗を含む) の経営権、ショッピングセンター 129 店舗、「家樂福」(訳注: カルフルの中国名) 商標の使用権、一部量販店及び物流センターが建っている自社所有の土地と資産を取得することになる。

取引が完了すると、家福股份有限公司に関する持ち株比率は統一企業が 70%、統一超商が 30%、つまり統一グループ全体で 100% となり、立場が従来の投資者から経営者になり、統一グループの台湾小売業界におけるトップの地位はより盤石なものとなる。(2022 年 7 月)

## **台湾ハイテク産業情報**

**J220721Y5**

#### **01 鴻海が半導体に注力 2024 年に車載用製品と電源管理 IC の量産開始**

鴻海グループが積極的に半導体分野で事業展開している。発展の 3 大方向の内、車載用マイクロコントローラー (MCU) は 2024 年のウエハー投入開始、車載用電源管理チップは 2024 年の量産、8 インチ及び 6 インチウエハープラントは 2023 年の量産を目指す計画である。

鴻海広報担当の巫俊毅氏は、鴻海の実績は車載用の重要な IC の量産、小型

IC の 90%の規格の網羅、及び車載用小型 IC の不足なき十分な供給等が 3 大方向だと述べた。

車載用の重要な IC の量産に関して、巫俊毅氏の説明によると、車載用充電器向け炭化ケイ素 (SiC) は 2023 年の量産、車載用マイクロコントローラー (MCU) は 2024 年のウエハー投入、光フェーズドアレイ (OPA) LiDAR は 2024 年の量産、インバーター用 SiC パワーモジュールは 2024 年の量産を計画しているとのことである。

車載用小型 IC の 90%の規格の網羅に関しては、全シリーズ規格の低中高電圧電源部品を計画し、また、車載用電源管理チップは 2024 年の量産を目指すとのことである。

車載用小型 IC の不足なき十分な供給に関しては、車載用 8 インチ及び 6 インチウエハープラントでの 2023 年の量産、6 インチ炭化ケイ素ウエハープラントでの 2023 年のテスト生産を予定しており、外注及び自社生産能力のフレキシブルな運用により不足なき供給を行なう計画である。(2022 年 07 月)

## 台湾知的財産権関連判決例

### ■ 判決分類：商標権

I 乳酸菌商品に実際に使用したことをもって、漢方薬と西洋薬に使用した証拠とすることはできない。

### ■ ハイライト

訴外人である大亜薬品工業股份有限公司は 2000 年 1 月 7 日に「茯敏」商標を第 5 区分の「漢方薬、西洋薬」商品に使用指定して登録出願した。被告（知的財産局）は第 949519 号商標として登録査定し、また 2005 年 5 月 20 日に係争商標を原告婦潔薬品有限公司に譲渡することも許可した。参加人である民間全民電視股份有限公司は 2020 年 4 月 9 日に係争商標が商標法第 63 条第 1 項第 2 号の規定に該当するとして、不使用取消審判を請求した。その後、被告は係争商標を取り消すべきであるとの処分を下した。原告がこれを不服とし、訴願を提起したが、經濟部から訴願決定により棄却されたので、原告はこれを不服とし、行政訴訟を提起した。

## II 判決内容の要約

知的財産裁判所民事判決

【裁判番号】 110 年度行商訴字第 22 号

【裁判期日】 2021 年 8 月 19 日

【裁判事由】 登録商標の不使用取消審判請求

原 告 婦潔薬品有限公司  
被 告 經濟部知的財産局  
参 加 人 民間全民電視股份有限公司

上記当事者間の商標不使用取消審判につき、原告が經濟部による中華民國 110 年 1 月 20 日付経訴字第 11006300040 号訴願決定を不服とし、行政訴訟

を提起した。本裁判所は、参加人に被告の訴訟に独立参加を命じ、且つ次のとおり判決する。

#### 主文

原告の訴えを棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

#### 一 事実概要

訴外人である大亜薬品工業股份有限公司（以下大亜公司という）は、2000年1月7日に「茯敏」商標を当時商標法施行細則第49条所定の商品及び役務第5区分の「漢方薬、西洋薬」商品に使用指定し、且つ被告に登録出願した。被告は第949519号商標（以下係争商標という）として、登録査定し、2005年5月20日に係争商標の原告への譲渡を許可し、且つ権利存続期間の2031年7月15日への更新申請も許可した。参加人は2020年4月9日に係争商標が商標法第63条第1項第2号所定の事由に該当するとして、その登録を取消すよう請求した。被告は同年9月10日に中台廢字第L01090179号商標廢止処分書をもって、係争商標を取り消すべきであるとの処分を下した。原告はこれを不服とし、訴願を提起したが、經濟部は2021年1月20日付經訴字第11006300040号訴願決定をもってこれを棄却した。原告は訴願決定を不服とし、本裁判所に行政訴訟を提起した。また、本裁判所は本件判決の結果が、もし原処分及び訴願決定を取り消すべきであると認定するものである場合、参加人の権利又は法的利益に影響すると判断したので、職権により、参加人に被告の訴訟に独立参加を命じた。

#### 二 両方当事者の請求

- (一) 原告の請求：原処分と訴願決定を取り消す。
- (二) 被告の請求：原告の訴えを却下する。
- (三) 参加人は準備期日及び口頭弁論期日に出頭しておらず、本件について具体的な陳述書も提出していない。

#### 三 本件の争点

本件当事者の主な争点は、係争商標が商標法第63条第1項第2号の規定に違反するかどうかである。よって、本裁判所は、原告が係争商標の不使用取消請求日である2020年4月9日の3年前から、「漢方薬、西洋薬」に指定使用した商品において係争商標の使用行為があったかどうかを斟酌しなければならない。また、原告は係争商標を使用していたと権利維持を証明するための挙証を行わなければならない。

#### 四 理由

- (一) 係争商標不使用取消請求事件の準拠法：

係争商標の出願日は2000年1月7日であり、査定公告日は2001年8月16日であった。また、現行商標法は2016年12月15日に施行されており、参加人が2020年4月9日に不使用取消審判を請求し、且つ被告が審査のうえ、2020年9月10日に原処分を下した。本件は現行商標法が改正後に施行されてから、初めての法的手続きによる商標取消事件であった。これに準じ、係争商標を取



り消すべきかの判断については、現行商標法によらなければならない。

(二) 係争商標は商標法第 63 条第 1 項第 2 号の規定に違反する。

原告は、訴訟を提起して、原処分及び本裁判所訴訟階段において提出した証拠をもって、係争商標が取消請求日の 3 年前から、「漢方薬、西洋薬」商品に指定使用されていたことを十分証明できる云々と主張した。しかし、被告と参加人はいずれも、原告が係争商標登録取消請求日の 3 年前から、登録の商品にこれを指定使用していない云々と抗弁した。よって、本裁判所は、まず商標使用の権利維持要件を説明し、次いで原告が、参加人による取消請求日の三年前から係争商標を指定商品に使用していたかどうかを斟酌しなければならない。

1. 原告は取消請求日の 3 年前から係争商標を使用していたと証明しなければならない。

原告は係争商標の商標権者であり、取消請求日である 2020 年 4 月 9 日の三年前から、係争商標を第 5 区分の「漢方薬、西洋薬」に指定使用し、且つその使用が商業的取引慣習に合致するので、原告に商標を使用していない消極的な事実がないことについて挙証しなければならない。

2. 原告は取消請求日の 3 年前から係争商標を使用していない。

(1) 係争商標を商品に実際に使用していたかを判断する具体的な使用証拠が必要である：原告は取消手続きにおいて次のような証拠、つまり(1)医薬品許可証コピー；(2)許諾書；(3)食薬署「西洋薬、医療器材、化粧品許可証検索」ウェブページを提出した。確かに前記証拠をもって、原告に許可を得た「苜敏膠囊(カプセル)」医薬品を製造する権限があるほか、その旧名が「大亜苜敏膠囊」であり、及び幸一公司に係争商標の使用を許諾した事実があると認定できる。しかし、係争商標が実際に「漢方薬、西洋薬」商品に指定使用されていたかの判断は、具体的な使用証拠によらなければならない。

(2) 原告の証拠では、係争商標の指定商品の販売と許諾をした事実を十分証明できない。原告は他人に係争商標の使用を許諾した事実を証明するために、下記の関連証拠、つまり(1)中国の輸入申告書及び台湾の輸出申告書；(2)CBME 中国の妊婦児童展覧会の招待状、展覧会の写真；(3)商品カタログ写真；(4)実物写真；(5)幸一公司の製品宣伝チラシを提出した。しかし前記申告書、輸出申告書、招待状と展覧会写真のいずれにも係争商標は見当たらなかった。また、商品カタログ写真、実物写真において、2018 年 5 月 23 日付製造期日及び係争商標が「利撒爾益生菌 100」等商品のパッケージに表示されていたことが分かるが、原告が本件取消請求日の 3 年前から、係争商標を乳酸菌商品に使用したことを証明できるだけにとどまり、やはり係争商標を「漢方薬、西洋薬」商品に指定使用していたことは証明できない。

(3) 原告に、係争商標の指定商品の販売と許諾をした事実はない。原告は、係争商標を実際に使用した乳酸菌商品が「漢方薬、西洋薬」の指定商品と同一の医療保健機能を有する同一の商品であり、且つ乳酸菌商品に継続して使用していたことは、漢方薬、西洋薬商品における使用に相当する云々と主張した。且つ次の証拠、①「台湾医界」、「家庭医学と基層医療」雑誌、台湾乳酸菌協会ウェブサイト等文章及び医薬品の外観検索プリントアウト；②「馬偕一号」の関連文献；③各国の論文、日本特許

と関連文献リリースコピー；④ニース分類第七、八、十バージョンコピー；⑤食薬署による「茯敏®益敏舒晶球益生菌(善玉菌)」許可書、輸入申告書、製品紹介、実物写真、実店舗及びバーチャル店舗の陳列写真を提出した。しかし、「乳酸菌」商品は特殊菌の提供を目的とし、保健機能を有するものであり、「サプリメント」商品群に該当する。一方、「漢方薬、西洋薬」商品は人間の病気の治療と矯正を目的とする医薬品であるので、両者の用途、機能及び目的が異なるほか、従属関係、包括的關係、重複關係、または同等の關係もないものである。たとえ、栄養食品が、栄養補給、ウェルネス及び保健の機能を有し、国民が、医食同源の食文化があるために、よく保健テーマとして同じく議論しているとしても、医薬品、食品をそれぞれ区別して管理すべきことは、前述の通りである。前記の各見解によれば、同一の商品ではないので、係争商標が「乳酸菌」商品に使用されていた証拠をもって、「漢方薬、西洋薬」商品に使用されていた根拠とすることはできない。

## 五 本判決の結論

前記を踏まえて、本裁判所で弁論の全趣旨を酌量し、証拠を調べた結果、原告は参加人による不使用取消請求日の3年前から、係争商標を第5区分の「漢方薬、西洋薬」商品において指定使用していなかったもので、関連消費者が取引市場で○○○○○○○○○○商品の出所を区別することも出来ないことが証明できる。前記から見れば、係争商標は商標法第63条第1項第2号所定的不使用取消事由に該当する。これに準じ、被告が本件の係争商標取消成立処分を下したことに、誤りがないので、訴願決定を維持することは、筋が通ることである。原告がそれでも前言をもって、原処分及び訴願決定の取消しを請求したことに理由がないので、棄却しなければならない。

以上を総じて、原告の訴えに理由がないので、知的財産案件審理法第1条、行政訴訟法第98条第1項前段に基づき、主文の通り判決する。

2021年8月19日

知的財産第一法廷

審判長裁判官 李維心

裁判官 蔡如琪

裁判官 林洲富

**TIPLO** 台湾國際專利法律事務所  
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2022 TIPLO, All Rights Reserved.